

【改】「特別警報」「各種気象警報」発表時における児童の登下校 及び 授業・給食について

気象に関する警報発表時における児童の登下校及び授業・給食の対応につきまして、児童のいっそうの安全確保に向け、次のようにお願いします。なお、実際には様々な状況が発生すると予想されますが、保護者の皆様には「安全最優先」に対応していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

1 児童が登校する前に「警報(特別警報、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪の各警報)」が発表されている場合の対応

- (1) 午前6時00分現在で警報が発令されている場合は、登校しないで自宅待機とする。
 - (2) 午前6時から午前8時までに解除された場合は、解除後2時間をめどに授業を開始するが、スクールバスの関係上、その時刻については、開始時刻等の連絡事項をメール配信する。この場合、給食は通常どおり実施。
 - (3) 午前8時以降、午前11時までに解除された場合は、解除後2時間をめどに授業を開始するが、スクールバスの関係上、その時刻については、開始時刻等の連絡事項をメール配信する。この場合、給食がないので、各自でおにぎり等と水筒(お茶)を持参する。
 - (4) 午前11時を過ぎてから解除された場合は休校とする。その旨をメール配信する。
 - (5) 土曜授業については、午前6時00分現在で警報が発令されている場合は、休校とする。
- ※(2)(3)(4)の場合は、通学路の安全確認をPTA地区委員等に依頼することもある。
※上記の(1)~(5)については、裏面の表を参照のこと。

2 児童が登校してから「警報(特別警報、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪の各警報)」が発表された場合の対応

- (1) 警報発表時の気象情報(台風の位置、規模、速度、方向等)、交通機関の状況、道路状況等を判断して、児童を安全に帰宅させることができると認められた場合は、授業を中止して速やかに下校させる。その場合、保護者に迎えを依頼することとし、児童だけの下校はさせない。
- (2) 帰宅が困難であると認められた場合、または、既に戸外の通行が危険と認められる場合には、その危険がなくなるまで学校に残し、校内の最も安全な場所に児童を集めて待機させる。その後、「学校待機→引き渡し」「避難所への避難」等、児童の安全を最優先した措置をとる。

3 大雨警報(土砂災害)発表時の対応について

時小校区には、「大雨警報(土砂災害)」の対象区域が存在するため、気象庁の発表内容を確認(確認方法は別紙の「大雨警報(土砂災害)の確認方法」を参照)し、上石津中区内の土砂災害の危険度分布が赤又は紫色の場合(警戒レベル3以上)に限り、自宅待機とする。その後、土砂災害の危険度分布が赤又は紫色の場合(警戒レベル3以上)が解除または、黄色(警戒レベル2)になった段階で、授業を開始、または休校等の扱いとする。

従って、「大雨警報(土砂災害)」が発表された時の対応が、上石津校中校区の小中学校と旧市内の小中学校と異なることがある。

4 その他

- (1) 「特別警報」「各種気象警報」の発表が予想される場合、気象状況や通学路の状況等を判断して、警報発表前に授業の中止や休校を決定することがある。
- (2) 児童の登下校が危険と認められる場合は、その連絡等をメール配信する。

【表面 1の(1)~(5)について】

警報解除時刻	授業の有無	給食の有無	留意点
<u>午前6時</u> に警報が発表されている時	登校しないで家庭で待機する		
<u>午前6時~午前8時</u> に解除された時	解除後2時間をめどに授業を開始するが、スクールバスの関係上、その時刻については、開始時刻等の連絡事項をメール配信する。	給食を実施	授業開始時刻や給食等の連絡事項をメール配信する
<u>午前8時~午前11時</u> に解除された時		給食なし おにぎり等と水筒 (お茶)を持参する	
午前11時を過ぎて解除された時	臨時休業日とする。		
土曜授業の日は、 <u>午前6時に警報が発表されている時</u>			

【令和2年7月6日 改訂】